

**共働き共育て推進事業
業務委託
提案競技実施要領**

【申込先(書類提出先)及び問い合わせ先】

福岡市市民局女性活躍推進課 担当:奥野、宮田、松尾

〒815-0083 福岡市南区高宮3丁目3-1

福岡市男女共同参画推進センター アミカス

電話:092-406-8111 FAX:092-526-3766

Eメール:jyosei.amikas@city.fukuoka.lg.jp

この提案競技実施要領は、共働き共育て推進事業業務委託にかかる契約相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下、「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、次の以下の事項を十分踏まえた上で、提案を行ってください。

1 名称

共働き共育て推進事業 業務委託

2 事業目的

長時間労働等の労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児の責任の多くを女性が担っていることで、女性は仕事と家庭の両立やキャリア形成が困難となり、男性は家事・育児への参画が出来にくい状況にある。

本事業は、男女がともに家事・育児等に主体的に参画しながらキャリア形成ができる社会の実現に向け、企業において男性が育児休業を当たり前に取得できる環境づくりを進めるとともに、育児休業からの復帰後も夫婦が互いに協力し合える体制づくりを支援する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 総事業費（参考価格）

上限額 3,422,430円（※消費税及び地方消費税を含む。）

※提案価格が契約上限額を超える場合は失格となります。

※上記金額は提案競技において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

※審査会の結果、正式に委託先として決定した団体とは、提案内容を基に、改めて具体的な協議の上、委託料（契約金額）を決定します。

5 委託内容

（別紙1）仕様書のとおり

6 提案内容

期限までに下記の書類を提出してください。全てA4サイズで作成してください。
また、できる限り具体的に記載をお願いします。

【企画提案の必須項目】

- （1）企業向けセミナーの開催・企画・運営の内容
- （2）共働き共育てに向けた夫婦、企業向けシートの作成・印刷の内容
※（1）（2）については、具体的に記載すること
- （3）（1）における参加者募集方法及び広報
※広報媒体など、具体的に記載すること。
- （4）（2）における検討会議の参加者や検討内容
- （5）業務スケジュール
- （6）実施体制 ※委託業務を円滑に実施できる体制を明示すること。
- （7）費用に関する書類（経費見積書：消費税及び地方消費税を含む額）
※見積金額総額及び積算根拠を、業務ごとにできる限り詳細に明示すること。
- （8）業務実績 ※チラシ等、実績のわかる書類を添付すること。

7 特記事項

- (1) 委託内容を実施するために必要な経費は、すべて管理費に含まれるものとして、見積書に記載してください。
- (2) 総事業費の範囲内で、本事業の目的に照らし、有用で付加できる内容があれば、提案してください。
- (3) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。
- (4) 企画提案書には、ページ番号を付してください。

8 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することはできません。

- (1) この委託業務と同種、または類似の実績があり、業務に関するノウハウを有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 複数の者で共同提案を行う場合、代表提案者及び共同提案者は上記(1)～(8)のいずれも満たすこと。また、代表提案者及び共同提案者はこの提案募集への単独提案又は他の共同提案を行っていない者であること。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

9 契約締結までの主なスケジュール及び提出物

※送付先は全て共通で表紙に記載のとおり。

項目	スケジュール及び提出物
1. 公募開始	令和8年5月18日(月)
2. 説明会	<p>日時 令和8年5月29日(金) 10時00分～10時30分</p> <p>方法 WEB会議システム(ZOOMを使用)を使用し、オンライン上で開催します。</p> <p>※説明会に参加を希望される場合は、5月27日(水)15時までに下記のとおり、Eメールでお申し込みください。28日(木)12時までに説明会に使用するURLをメールでお送りします。期日までに届いていない場合は、表紙記載の問合せ先へご連絡ください。</p> <p>【メール件名】 「共働き共育て推進事業 説明会・参加希望」</p> <p>【メール本文】 「会社名、会社所在地、参加者氏名、連絡先」</p> <p>・参加の際は、この実施要領をご用意ください。</p> <p>・説明会に不参加でも、提案競技への参加は可能です。</p>
3. 質問締切	<p>令和8年6月8日(月)12時まで</p> <p>事務手続きを含め、提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質問書(様式1)に記入の上、下記のとおり、Eメールで送付ください。</p> <p>【メール件名】「共働き共育て推進事業 質問」</p> <p>※回答は令和8年6月10日(水)に市ホームページに掲載します。</p>
4. 参加申込締切	<p>令和8年6月15日(月)15時まで</p> <p>応募資格確認等のため、下記のとおり参加申込を行ってください。</p> <p>(1) 提出書類(各1部)</p> <p>※郵送または持参(※以下の③～⑨が不要な場合は、Eメールでも可)</p> <p><u>郵送の場合は、特定記録または簡易書留により郵送してください。</u></p> <p>以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。</p> <p>なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出は不要です。</p> <p>① 参加申込書(様式2-1号)</p> <p>※複数の者で共同提案を行う場合は、代表1者が「代表提案者」となり本様式を作成してください。</p> <p>② 会社概要(様式任意、事業概要が分かるパンフレットでも可)</p> <p>③ 福岡市税を滞納していないことの証明書</p> <p>注1) 福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。</p> <p>注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、</p>

直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤ 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

⑥ 委任状(様式2-2号)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式2-3号)

注1) 様式2-3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式2-4号)

注1) 様式2-4号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出する。法人設立2年未満で2年分の財務諸表が提出できない場合、直近の財務諸表1年分を提出する。法人設立1年未満で財務諸表が提出できない場合は、事業計画書及び予算書を提出する。

⑩ 共同事業者構成表(様式3)、コンソーシアム協定書

注1) 複数の者で共同提案を行う場合のみ提出する。

(2) 郵送・持参先

〒815-0083 福岡市南区高宮3丁目3-1

福岡市男女共同参画推進センター アミカス

福岡市市民局女性活躍推進課

※Eメールで送付する場合、「jyosei.amikas@city.fukuoka.lg.jp」

(3) 留意事項

- ・複数の者で共同提案を行う場合、各共同提案者は上記(1)②~⑨の書類を準備し、代表提案者が書類を取りまとめて提出してください。
- ・参加申込締切以降の提出は受付いたしませんので、ご注意願います。
- ・参加申込受付後に、提案者番号(A法人、B法人等)をお知らせします。
- ・参加申込後に参加を辞退する場合は、令和8年6月22日(月)15時までに参加辞退届(様式4)を提出してください。なお、参加を辞退され

	た場合も提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。
5. 企画提案書 締切	<p>令和8年6月22日（月）15時まで</p> <p>本提案競技に参加する事業者は、企画提案書として、「6 提案内容」の内容について提出してください。</p> <p>(1) 提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールで提出（※ファイル形式はPDFとしてください） <p>(2) 提出書類</p> <p>①企画提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書式は自由、A4サイズ、30ページ以内（表紙、目次を作成した場合、ページには含まない）で、「6 提案内容」をすべて記載してください。なお、必ずページ番号を付してください。 <p>(3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・締切以降の提出は受付いたしませんので、ご注意願います。 ・いずれの書類も全体にわたって事業者名が分からないように、事前にお知らせする提案者番号（A法人、B法人等）を記載してください。
6. プレゼンテーション、質疑の実施	<p>日時 令和8年6月29日（月）【予定】 時間は後日通知します。</p> <p>※開始時間は、別途事業者ごとに通知します。</p> <p>本提案競技に参加する事業者は、必ず参加してください。</p> <p>参加されない場合は失格となります。</p> <p>方法 こちらで用意するWEB会議システム（ZOOMを使用）を使用し、オンラインで開催します。</p> <p>※プレゼンテーション当日に利用するWEBシステムのURL等については、6月26日（金）12時までにメールでお送りします。期日までに届いていない場合は表紙記載の問合せ先へご連絡ください。</p> <p>提案・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明時間は15分、質疑10分程度（1者につき、25分程度） ※説明の途中で持ち時間（15分）を経過した場合、時間の延長は行いませんので、ご了承ください。 ・参加者は1事業者あたり2名までとし、提案が採択された場合に、当該事務を主に担当する方が説明を行ってください。 ・企画提案書等、提出済みの書類を画面共有のうえご説明ください。
7. 事業者決定	<p>日時 令和8年7月1日（水）【予定】</p> <p>福岡市が設置する選考委員会において、企画提案内容について審議し、最も優秀な案を決定します。</p> <p>(1) 結果通知</p> <p>令和8年7月1日（水）17時まで【予定】に、提案説明を行った事業者全員にEメールで通知します。また、本市のホームページでも公開します。</p> <p>(2) 審査に付する事項</p> <p>配点は（別紙2）の「企画提案・評価項目表」のとおりです。</p>
8. 契約締結	令和8年7月3日（金）【予定】

1 0 評価方法及び契約

(1) 評価方法及び契約相手方候補の決定方法

(別紙2)の「企画提案・評価項目表」の評価項目により、提案内容について選考委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とします。

なお、参加者が1者となった場合でも、最低基準を超えなければ契約相手方候補者とはなりません。

(2) その後の手続き

契約相手方候補と福岡市との間で協議を行い、仕様の詳細を確定し、委託業務の契約を締結します。なお、契約締結に至らない場合は次点の事業者と協議を行います。

(3) 契約保証金

本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがあります。

1 1 応募書類の取扱いについて

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。

ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。また、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。ただし、公開請求があった場合には、本市情報公開条例に基づく非公開情報に係る部分を除き公開の対象となります。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。

(4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

1 2 失格要件について

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

1 3 その他留意事項

(1) 事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けることはできません。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

(3) 提案にかかる費用は、提案者が負担するものとします。

(4) 審査結果に関する質問には回答しません。

(5) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。

(6) 事業費(委託料)の支払いについては、業務完了報告書等に基づく履行確認後、受託者からの請求により支出します。

(7) その他、委託にあたり本書に定めがなく調整が必要な事項については、本市と事業者との協議により定めるものとします。

1.4 添付資料

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 仕様書 | (別紙1) |
| (2) 企画提案・評価項目表 | (別紙2) |
| (3) 質問書 | 〈様式1〉 |
| (4) 参加申込書 | 〈様式2-1号〉 |
| (5) 委任状 | 〈様式2-2号〉 |
| (6) 誓約書 | 〈様式2-3号〉 |
| (7) 役員名簿 | 〈様式2-4号〉 |
| (8) 共同事業者構成表・コンソーシアム協定書 | 〈様式3〉 |
| (9) 参加辞退届 | 〈様式4〉 |